

岩国地区消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日

岩国地区消防組合消防長決定

1 目的

岩国地区消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、岩国地区消防組合が策定する特定事業主行動計画である。

2 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 2 条に基づき、岩国地区消防組合において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、岩国地区消防組合において、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている

- (1) 平成 33 年度までに、女性の採用者を平成 26 年度の実績（1 名）より引き上げ、職員の女性割合を 4 %以上にする。
- (2) 平成 30 年度までに、女性の採用試験の受験者数を、平成 26 年度の実績（2 名）より引き上げ、受験者総数に占める女性の割合を 5 %以上にする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3 で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

- (1) 平成 29 年度に多くの女性を幅広く採用できるよう、平成 28 年度より、女性職員による職員採用説明会を開催して、女性受験者の拡大を図る。
- (2) 平成 30 年度より、仕事と子育てに励む女性職員の声の紹介などにより女性が活躍できる職場であることをホームページで広報する。
- (3) 平成 28 年度より、女性職員による意見交換会を開催し、女性職員を取り巻く様々な課題や職場に対する意見等を把握して、課題を分析するとともに施策を検討する。
- (4) 平成 28 年度より、出産、子育てなど個々の女性職員の事情に応じた柔軟な人事プランを作成する。
- (5) 平成 28 年度より、女性職員を対象とする外部研修への派遣を行う。
- (6) 平成 28 年度より、臨時職員について、必要な業務研修を実施する。
- (7) 平成 29 年度より、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。